

【制限付一般競争入札（消防車両の売却）の手続きの流れ】

入札の公告

【令和5年12月1日（金）】



入札説明書配布開始

⇒ 配布場所

【令和5年12月1日（金）】

浪江町ホームページ上



入札参加資格確認申請受付期間

【令和5年12月1日（金）

～令和5年12月12日（火）】



入札物件公開期間

⇒ 公開場所

【令和5年12月7日（木）

令和5年12月8日（金） 浪江町大字赤字木字塩浸 26-1 他 7 箇所（各消防屯所）

令和5年12月11日（月）】



入札

⇒ 入札会場

【令和5年12月20日（水）】

浪江町役場 2 階大会議室

午後 2 時 0 0 分～

（浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2 号）



契約締結

【令和5年12月20日（水）】



購入代金入金期限

【町が指定する期日】 *町が指定する金融機関へ振り込み



車両の引渡し

⇒ 引渡し場所

【売却代金が納付されたことを町が
確認した後、町が指定する日】

浪江町大字赤字木字塩浸 26-1 他 7 箇所
（各消防屯所）



引き取り車両の報告

【車両引渡し後、以下の期間内に報告】

- ・解体処分する場合…車両引渡し後、60日以内に報告
抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意形式）、解体状況が確認できる画像データ等を提出
- ・解体しない場合（再利用）…車両引渡し後、14日以内に報告
一時抹消登録の分かる書類、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディ一文字・マーク等の消去を確認できる画像データ等を提出

入札説明書

消防車両の売却に係る令和5年12月1日付け公告第49号に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 売却物件の概要

【物件1】消防車（ポンプ車）

自動車登録番号	いわき 800 さ 5271
初年度登録年月日	平成19年9月25日
自動車の種別/用途	普通/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	トヨタ/KDY270-0011964
型式/原動機の型式	KR-KDY270/2KD
車両重量/車両総重量	2,260 kg/2,810 kg
車体の大きさ	長さ：465 cm 幅：169 cm 高さ：222 cm
排気量/燃料	2.49L/軽油
車検証有効期限	平成23年9月24日
ミッション/ハンドル	マニュアル/右ハンドル
走行距離	2,537 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済（8,740円）
保管場所	塩浸消防屯所（浪江町大字赤宇木字塩浸26-1）

【物件2】消防車（ポンプ車）

自動車登録番号	いわき 88 さ 3453
初年度登録年月日	平成5年3月23日
自動車の種別/用途	普通/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	三菱/FG337C460224
型式/原動機の型式	U-FG337C 改/4D33
車両重量/車両総重量	3,950 kg/4,390 kg
車体の大きさ	長さ：518 cm 幅：188 cm 高さ：259 cm
排気量/燃料	4.21L/軽油
車検証有効期限	令和3年7月1日
ミッション/ハンドル	マニュアル/右ハンドル
走行距離	33,180 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり

リサイクル料金預託	預託済 (5,070 円)
保管場所	室原消防屯所 (浪江町大字室原字村木 1-1)

【物件 3】 消防車 (小型動力ポンプ積載車)

自動車登録番号	いわき 80 あ 525
初年度登録年月日	平成 12 年 3 月 16 日
自動車の種別/用途	軽自動車/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	ダイハツ/S210P-0051834
型式/原動機の型式	GD-S210P 改/EF
車両重量/車両総重量	1,220 kg/1,440 kg
車体の大きさ	長さ : 339 cm 幅 : 147 cm 高さ : 198 cm
排気量/燃料	0.65L/ガソリン
車検証有効期限	平成 32 年 5 月 1 日
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	10,425 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済 (3,290 円)
保管場所	酒井消防屯所 (浪江町大字酒井字中酒井 32-1)

【物件 4】 消防車 (小型動力ポンプ積載車)

自動車登録番号	いわき 80 あ 524
初年度登録年月日	平成 12 年 3 月 16 日
自動車の種別/用途	軽自動車/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	ダイハツ/S210P-0051883
型式/原動機の型式	GD-S210P 改/EF
車両重量/車両総重量	1,220 kg/1,440 kg
車体の大きさ	長さ : 339 cm 幅 : 147 cm 高さ : 198 cm
排気量/燃料	0.65L/ガソリン
車検証有効期限	平成 24 年 3 月 15 日
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	7,941 km

車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済 (3,290 円)
保管場所	羽附消防屯所 (浪江町大字羽附字二枚橋 2-31)

【物件 5】 消防車 (小型動力ポンプ積載車)

自動車登録番号	いわき 80 あ 358
初年度登録年月日	平成 13 年 12 月 6 日
自動車の種別/用途	軽自動車/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	スバル/KS4-267470
型式/原動機の型式	V-KS4 改/EN07
車両重量/車両総重量	1,030 kg/1,250 kg
車体の大きさ	長さ : 329 cm 幅 : 139 cm 高さ : 197 cm
排気量/燃料	0.65L/ガソリン
車検証有効期限	平成 23 年 12 月 19 日
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	11,453 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済 (3,960 円)
保管場所	井手消防屯所 (浪江町大字井手字猿田 138-1)

【物件 6】 消防車 (小型動力ポンプ積載車)

自動車登録番号	いわき 80 あ 120
初年度登録年月日	平成 22 年 1 月 20 日
自動車の種別/用途	軽自動車/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	スバル/KT6-102290
型式/原動機の型式	M-KT6 改/EK23
車両重量/車両総重量	1,095 kg/1,315 kg
車体の大きさ	長さ : 319 cm 幅 : 139 cm 高さ : 196 cm
排気量/燃料	0.54L/ガソリン
車検証有効期限	平成 24 年 1 月 21 日
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	23,700 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済 (3,700 円)

保管場所	昼曽根消防屯所（浪江町大字昼曽根字昼曽根 38-1）
------	----------------------------

【物件 7】 消防車（ポンプ車）

自動車登録番号	いわき 88 さ 5385
初年度登録年月日	平成 9 年 3 月 24 日
自動車の種別/用途	普通/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	三菱/FG538D420133
型式/原動機の型式	KC-FG538D/4D35
車両重量/車両総重量	4,600 kg/5,640 kg
車体の大きさ	長さ：574 cm 幅：188 cm 高さ：264 cm
排気量/燃料	4.56L/軽油
車検証有効期限	平成 25 年 3 月 23 日
ミッション/ハンドル	マニュアル/右ハンドル
走行距離	18,266 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済（5,070 円）
保管場所	大堀消防屯所（浪江町大字大堀字宮前 153-2）

【物件 8】 消防車（小型動力ポンプ積載車）

自動車登録番号	いわき 80 あ 331
初年度登録年月日	平成 13 年 2 月 9 日
自動車の種別/用途	軽自動車/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	三菱/U42T-0227866
型式/原動機の型式	V-U42T 改/3G83
車両重量/車両総重量	1,110 kg/1,330 kg
車体の大きさ	長さ：329 cm 幅：139 cm 高さ：198 cm
排気量/燃料	0.65L/ガソリン
車検証有効期限	平成 25 年 2 月 14 日
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	14,527 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済（3,380 円）
保管場所	津島町前消防屯所（浪江町大字津島字町前 86）

第2 売却条件等

- (1) 入札への参加は、物件1～物件8全ての物件を購入希望する場合に限る。
- (2) 売却代金は、入札書に記載された金額に消費税相当額とリサイクル預託金相当額が加算された金額となる。(リサイクル料金は預託済)
- (3) 車両は保管場所から現状渡しとなる。
- (4) 車両の引き取り及び登録又は、解体処分・輸送等に係る費用については、全て落札者の負担となる。
- (5) 車両の引渡しは、付属品も合わせた引渡しとなるため、入札物件の公開において確認すること。
- (6) 引渡し後の不備や故障等を発見しても町は一切責任を負わない。

第3 入札物件の公開

次のとおり公開する。

- (1) 公開日時：令和5年12月7日(木)、令和5年12月8日(金)
令和5年12月11日(月)
午前9時00分から午後4時まで

- (2) 公開場所

物件1：塩浸消防屯所(浪江町大字赤字木字塩浸26-1)

物件2：室原消防屯所(浪江町大字室原字村木1-1)

物件3：酒井消防屯所(浪江町大字酒井字中酒井32-1)

物件4：羽附消防屯所(浪江町大字羽附字二枚橋2-31)

物件5：井手消防屯所(浪江町大字井手字猿田138-1)

物件6：昼曾根消防屯所(浪江町大字昼曾根字昼曾根38-1)

物件7：大堀消防屯所(浪江町大字大堀字宮前153-2)

物件8：津島町前消防屯所(浪江町大字津島字町前86)

※上記物件の確認をしなくても入札に参加は可能だが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。物件を確認する場合は、各公開日の前日までに浪江町役場総務課防災安全係(TEL：0240-34-0229)へ連絡すること。

第4 入札に付する事項

- (1) 入札番号
第23-001-030-135号
- (2) 入札件名
消防車両の売却
- (3) 履行場所
浪江町大字赤字木字塩浸26-1 他7箇所
- (4) 車両引渡し期限
令和6年1月31日まで

第5 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 福島県内に本社・本店、支店又は営業所を有している者であること。

第6 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加希望者は、第 5 に掲げる入札参加資格を有することを証するため各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
 - イ アの申請書に示す添付書類
- (3) 受付期間
公告した日から令和 5 年 12 月 12 日（火）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（ただし、土・日曜及び祝祭日除く。）
- (4) 提出先
〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2
浪江町役場 総務課 管財係 入札担当
- (5) 提出方法
郵送又は持参とする。
郵送の場合、受付期間内（12 月 12 日午後 5 時 00 分）必着とする。
- (6) 提出部数
各 1 部
- (7) 一般競争入札参加資格認定通知書の送付
令和 5 年 12 月 15 日（金）
※FAX により連絡し、書面は郵送する。

第7 入札の方法等

- (1) 入札日時及び場所
本件入札は、令和 5 年 12 月 20 日（水） 午後 2 時 00 分から

浪江町役場 2 階大会議室(双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2)にて行う。

※受付時間は、午後 1 時 15 分から午後 1 時 55 分までとする。

受付時間を過ぎての受付には一切応じられないため、時間内に必ず受付を済ませること。なお、時間内に受付を済ませていない者又は受付後所定の場所に着席していない場合は失格とし、入札に参加できないため注意すること。

(2) 入札時に必要な書類等

ア 入札書 (第 3 号様式)

イ 委任状 (第 4 号様式) ※代理人が入札する場合

(3) 入札の方法

ア 本件入札は、一般競争入札により行う。

イ (2) に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。

ウ 代理人が出席する場合は受付にて委任状を提出し、入札書に代理人氏名を記入し押印すること。

エ 受付にて本人確認できるもの(運転免許証、保険証又は社員証)を提示すること。※代表者、代理人問わず提示すること。

オ 入札書及び委任状は、「浪江町長 吉田 栄光」宛とする。

カ 入札会場へは、1 業者 1 名のみ入場とする。

キ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札及びに金額の訂正した入札は無効とし、一度入札した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

ク 入札の際、定刻まで受付完了のうえ着席していない場合は失格とするので注意すること。

ケ 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出すること。

コ 入札を希望しない場合(都合により辞退する場合)は、参加しないことができる。その際は、「浪江町長 吉田 栄光」宛で入札辞退届(第 7 号様式)を入札の前日までに提出すること。ただし、一旦入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

サ 入札書を提出する場合の封書は不要とする。

(4) 入札額の記入

入札書に記載する入札金額は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、リサイクル預託金相当額を除いて見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

また、入札書に記載された金額の 110 分の 100 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額でもって申し込みがあったものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- イ 指定の日時までに入札書が提示されないとき
- ウ 委任状・入札書への記名押印を欠くとき
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- オ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき
- カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(6) 入札執行回数

入札執行回数は回数を定めない。

(7) 再入札

予定価格以上の入札がない場合は、入札最高価格及び入札者名を公表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書（押印のあるもの）を複数準備すること。

再入札の場合も指定の入札書（第3号様式）に入札額を記載・押印した入札書を提出すること。

再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

(8) 落札者

ア 浪江町財務規則第118条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高の入札書記載金額を提示し、有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合、地方自治法施行令167条の9の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。

ウ 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、最高価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

第8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加希望者は、入札金の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、浪江町財務規則第115条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

免除を希望する者は、別紙「入札保証金免除申請書」を入札日の3日前までに第5入札参加資格等の確認（4）提出先まで提出すること。

(2) 契約保証金

- ア 落札者は、落札金額に消費税及び地方消費税を含めた金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関若しくは指定代理金融機関が振り出しもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが浪江町財務規則第166条第1項各号に規定する有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- ウ 浪江町財務規則第98条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- エ 契約保証金の納付及び還付について、浪江町財務規則第99条及び第100条に定めるところによる。

第9 契約

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書等の作成等
 - ア 浪江町財務規則第94条に基づき契約書を作成する。
 - イ 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。
 - ウ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
 - エ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。また、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した、仮契約書により仮契約を締結するものとする。ただし、可決されなかった場合は、落札者にこのことによる損害を生じた場合において、発注者は一切その賠償の責めに応じないものとする。
- (3) 契約事項は、契約書及び浪江町財務規則による。

第10 売買代金の納入

売買代金は、町が発行する納付書をもって、町が指定する期日までに指定する金融機関に現金で全額一括納入し、納付書の領収部分の写しを浪江町役場総務課防災安全係まで提出すること。

第11 落札物件の引渡し

- (1) 落札物件は、契約代金が納付されたことを町が確認した後、町が指定する期日までに引き取ること。なお、当該車両の鍵はその際に引渡す。

- (2) 落札物件は現状引渡して、引渡し後不備や故障等の発見、不測の事故等が発生しても、町は一切責任を負わない。なお、保管場所からの車両の搬出は、落札者の責任と負担で実施すること。
- (3) 落札物件の引き取りの際には、その予定日時を事前に浪江町役場総務課防災安全係まで連絡すること。

第12 引渡し後の手続き

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行うこと。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に浪江町役場総務課防災安全係まで提出すること。

(2) 車両を再登録等（再利用）する場合

ア 契約者は一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡し後14日以内に浪江町役場総務課防災安全係に提出すること。

イ 契約者は、消防章・赤色蛍光灯・回転灯・サイレンアップ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を行い、確認できる書類を14日以内に浪江町役場防災安全係に提出すること。

第13 質問に関する事項

(1) 質問の提出方法

仕様書等の記載内容に質問がある場合は、質問書（第6号様式）に記載し、FAXにて送付すること。

FAX：0240-35-5352

また、質問した旨を必ず提出先へ電話連絡すること。

(2) 質問受付期間

公告した日から令和5年12月12日（火）午後5時00分

(3) 質問への回答

回答については、令和5年12月15日（金）まで（ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）に、浪江町役場のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

浪江町役場ホームページ：<http://www.town.namie.fukushima.jp/>

第14 その他

- (1) 本件の監督員は、総務課防災安全係 主事 鈴木孝徳とする。
- (2) 入札に必要な書類及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (3) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないと

- きには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が第 5 に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。
 - (6) 入札説明書及び各書式等は浪江町役場のホームページからダウンロードすることができる。

浪江町役場ホームページ : <http://www.town.namie.fukushima.jp/>

問合せ先

浪江町役場 総務課 管財係 入札担当

電話 : 0240-34-0237 / FAX : 0240-35-5352

浪江町役場ホームページ : <http://www.town.namie.fukushima.jp/>